

福岡県医発第360号(保)

平成16年 5月21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新について

今般、船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新が実施されることになり、社会保険庁運営部長より日本医師会を通じて別紙のとおり通知がありました。

今回の改正の概要は、下記のとおりでありますので、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

[船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新について]

1. 船員保険被保険者証等の更新は、平成16年7月1日から同8月31日までの間に実施すること。
2. 新証は、被保険者証は若草色地、被扶養者証はびわ色地とし、それぞれ黒刷りしたものに更新される。
3. 現行の被保険者証は、平成16年9月1日以降は無効となる。

日医発第154号(保25)
平成16年5月14日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植松 治 雄



船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新について

今般、船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新が実施されることになり、別添の通り社会保険庁運営部長より本会宛に協力の依頼がありましたのでご連絡いたします。

今回実施される更新の概要は下記の通りでありますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

[船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新について]

1. 船員保険被保険者証等の更新は、平成16年7月1日から同年8月31日までの間に実施すること。
2. 新証は、被保険者証は若草色地、被扶養者証はびわ色地とし、それぞれ黒刷りしたものに更新される。
3. 現行の被保険者証は、平成16年9月1日以降は無効となる。

(添付資料)

- ・船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新について
(平成16.4.27 庁文発第0427001号の2 社会保険庁運営部長)
- ・船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証(新証見本)

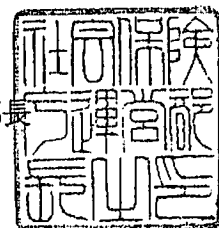




庁文発第 0427001 号の 2
平成 1 6 年 4 月 2 7 日

日 本 医 師 会 長 殿

社会保険庁運営部長



船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新について

標記については、下記のとおり実施することといたしましたので、何分の御協力の上、貴会会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証の更新の実施時期
船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証（以下「被保険者証等」という。）の更新は、平成 1 6 年 7 月 1 日から同年 8 月 3 1 日までの間に実施すること。
- 2 被保険者証等の様式及び色
様式は、別紙 1 のとおりとし、船員保険被保険者証は若草色地、船員保険被扶養者証はびわ色地とし、それぞれ黒刷りとする。こと。
- 3 被保険者証等の有効期限
現行の被保険者証等は、前記 1 の更新の終了日限り無効とすること。
- 4 船員保険被保険者（被扶養者）資格証明書の発行
被保険者証等の更新を受けるために現行の被保険者証等を提出している間において、療養の給付（家族療養費を含む。）を受ける必要があるときは、船舶所有者は、「健康保険被保険者資格証明書について」（昭和 5 6 年 1 0 月 1 日保険発第 7 6 号・庁保険発第 7 6 号・庁保険発第 1 5 号通知）に準じ、船員保険被保険者（被扶養者）資格証明書（別紙 2）を発行することとしたこと。
- 5 船員保険被扶養者証の異動年月日の記載
平成 1 6 年 6 月 3 0 日以前より引き続き被扶養者である者については、今回の更新によって発行される船員保険被扶養者証の第 2 面の「異動年月日」欄は、記載されないものであること。

[illegible]

船員保険

被保険者
被扶養者

資格証明書

交付年月日平成16年

月

日

有効期限平成16年

月

日

～平成16年

月

日

保 險 者	保 險 者 番 号 及 び 名 称										
	所 在 地										
被 保 險 者	記 号 番 号	④第 号									
	氏 名 ・ 性 別	男 ・ 女									
	生 年 月 日	昭和 年 月 日									
	現 住 所										
	資 格 取 得 年 月 日	平成 年 月 日									
被 扶 養 者	氏 名 ・ 性 別			男 女			男 女			男 女	
	生 年 月 日	明 昭 大 平		年	月	日	明 昭 大 平		年	月	日
	現 住 所										
本 証 明 書 発 行 の 理 由		被保険者証（被扶養者証）を更新中のため									

上記の者は、当船舶所有者の使用する被保険者（の被扶養者）で現に資格を有することを証明する。

平成16年 月 日

船舶所有者名称
所 在 地
船舶所有者名

印